

議第100号

高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

高島市長 今 城 克 啓

---

高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高島市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年高島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高島市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高島市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。